

発議第2号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年7月30日

野田市議会議長 古橋 敏夫 様

提出者 文教福祉委員会副委員長 桜田 康則

## 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

女性差別撤廃条約は、1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障している。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締約国は189か国、日本は1985年に批准している。

選択議定書は、この条約の実効性を強化するために1999年、改めて採択されたもので、個人通報制度と調査制度の二つの手続を規定している。個人通報制度によって、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続を尽くしても救済されない場合に、国連女性差別撤廃委員会に申立てができるようになった。現在115か国が批准しているが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務である。

男女平等度を示すジェンダーギャップ指数で、日本は2024年、146か国中118位と低迷している。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃を進める力になる。

日本は国連の女性差別撤廃委員会から、選択議定書批准を繰り返し勧告されている。第5次男女共同参画基本計画では、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるとしている。今年10月には、女性差別撤廃委員会による日本の条約実施状況の検討が行われる予定で、再び同じ勧告を受けることのないよう、国会で審議し、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

野田市議会議長

衆議院議長 宛て

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

外務大臣